

災害-129	墜落・転落	肋骨骨接	不休
--------	-------	------	----

24/2/1 (木) 15:30 建築 土工 56歳
被災者はスラブコンクリート打設後に、翌日の地中梁コンクリート打設の準備のためパイプレータを移動していたところ、足場板が結束されていない組立中の足場から1.5m転落した。



- ・足場組立解体中は「立入禁止」の囲い、表示を行う！
- ・他の作業者は「立入禁止」区画内には立入らない！

災害-131	転倒	膝関節打撲傷	休業
--------	----	--------	----

24/2/1 (木) 9:00 建築 土工 54歳
スラブコンクリート打設のため、下階(29階)でノロ対策でブルーシートを敷いていた。被災者は自ら敷いたブルーシートのユニットバススラブ段差(25cm)につまづき右ひざを打ち付けた。



慣れによる油断から足元の確認不足が生じた
⇒「指差呼称」による足元確認「前後左右」！！

災害-138	墜落・転落	肩甲骨、肋骨、胸椎骨折	休業
--------	-------	-------------	----

24/2/9 (金) 9:20 建築 型枠工 38歳
被災者は屋根スラブ端部の幕板バラベットの地組型枠の作業をスラブ型枠上(H=3.5m)で行っていた。作業をしている他の作業者を避けようとスラブ型枠端部側をまわったところ、跳ね出しベニア上(サポート無し)を歩き、外部足場との間に3.5m墜落した。



口頭では「先端は立入禁止」と指示していたが、危険個所に立入禁止の囲いと表示がなかった

災害-145	墜落・転落	左脛骨 高原骨折	不休
--------	-------	----------	----

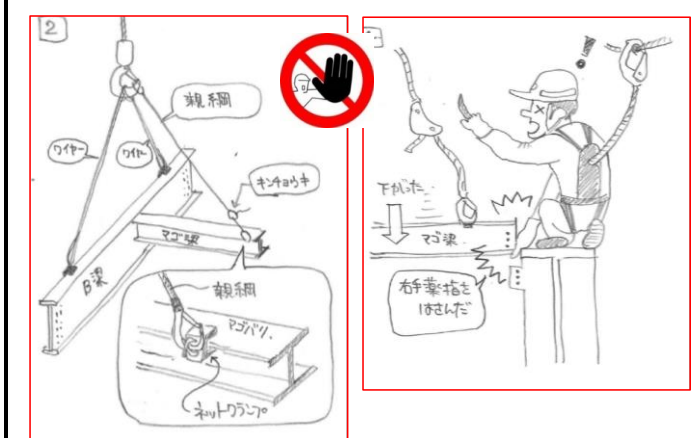
24/2/26 (月) 16:30 土木 元請社員 39歳
壁面からの漏水の状況を調査するためハンマドリルにて高さ2m当たりを削孔を行っていた途中でドリルのノミが壁面に喰いこんだ。引張り抜けた反動で後方に倒れそうになり、脚立2段目の高さ(約60cm)から後方に左足で着地した後、転倒した。



【原因】
社内基準違反(原則使用禁止、使用するときは許可願)
近くにあった脚立を安易な方法で使用した。危険予知不足！

災害-1147	飛来落下	右手薬指先端裂傷(縫合)	不休
---------	------	--------------	----

24/2/28 (水) 16:45 建築 鷹工 29歳
被災者は梁の上に乗って地組した小梁の設置の相番を行った。地組した小梁はワイヤー2点吊り、孫梁は緊張器付きの親綱で吊っていた。緊張器を解いたときに、孫梁が被災者の右手に落ちて薬指を挟んだ。



- ・玉掛け用具は、JIS規格の吊り具を使用する！
- ・親綱、緊張器は吊り具ではない！

安易な作業の撲滅、囲い・立入禁止表示の徹底で墜落災害防止

2月も安易な作業姿勢や足場や支保工組立中の立入禁止表示不足で墜落災害が発生しています。

不安全行動、不安全な場所への立入りを撲滅するため、作業方法や作業場所を再点検しましょう！

- リスク低減措置の順序は
- ① 高所作業が発生しない作業計画
 - ② 高所作業になる場合は、作業床・手すり・囲い等の設置
 - ③ 墜落防止措置を盛り込んだ作業手順を周知
 - ④ 安全帯を使用する

※足場や型枠支保工の組立作業中は「立入禁止の囲いと表示」

◆『安全一声運動』を全員で実践しましょう！
「危ないよ!」「大丈夫?」の一言が仲間を怪我から守ります。



可搬式作業台（立ち馬）の使用に関する遵守事項

I. 構造上の遵守事項

1. 天板、踏み棧、開き止め等、材料に損傷・腐食がないものを使用すること。
2. 仮設工業会の認定品を使用すること。

II. 作業上の遵守事項

1. 作業計画書の作成と周知を行うこと。
2. 開口部、作業床の端部付近で可搬式作業台を使用しないこと。
3. 可搬式作業台上で、さらに足台等を乗せて作業しないこと。
4. 可搬式作業台の足にパイプ等を継ぎ足して使用しないこと。
5. 作業開始前には、使用前点検を行い、異常がないかチェックすること。
6. 可搬式作業台は、水平になる様に使用すること。
(急なスロープ、凹凸部では、使用しない)
7. 可搬式作業台の足元周りは、常に整理整頓し使用すること。
8. 片足掛け作業や飛び降り等の不安全な行為はしないこと。
9. 吊り足場、移動式足場、枠組み足場等の上では使用しないこと。
10. 1.5m以上の高さで使用する場合は、つかまり棒を握り、昇降すること。
また、つかまり棒付であれば使用すること。
11. 差し筋等の近くで作業する場合は、差し筋等を曲げる等の安全対策を行ってから作業すること。
12. 可搬式作業台の昇降時は、足元を確認しながら、昇降し、物を持って昇降はしない。また背面降りをしないこと。
13. 可搬式作業台上では、反動のかかる無理な作業や、身を乗り出して作業はしないこと。
(単独使用の立ち馬上では25kg以上の重量物を取扱わない)
14. やむを得ず無理な姿勢で作業する場合は安全帯等の墜落防止措置を行うこと。
15. 可搬式作業台に、足場板を掛け渡して使用する時は積載荷重を確認、ゴムバンド等にて結束すること。
16. 「可搬式作業台始業前点検表」を使い、持込時、または貸与されたときに点検すること。
17. 支店、又は作業所で決めたルール（事前の教育、感知バー等）を遵守すること。

立ち馬災害 “守ろう5つのポイント”



- ムリな姿勢でしない
- 立ち馬の脚部確認
- 物を持って昇降しない
- 背面降りをしない
- 反動をかけない

熊栄協力会

